

議員提出第 7 号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者

議会運営委員会委員長 生越 俊一

(別紙)

議員提出第 7 号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部
を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成 14 年
島根県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「970,000 円」を「980,000 円」に、「850,000 円」を「860,000
円」に、「790,000 円」を「800,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。